

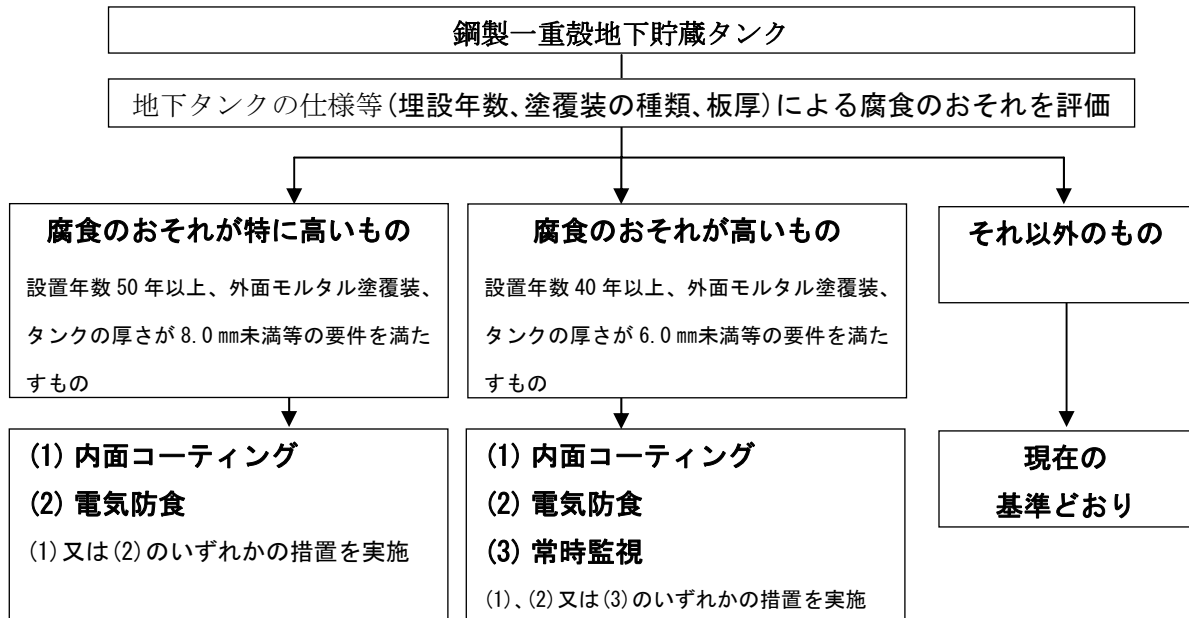
危険物施設地下貯蔵タンク設置者の皆さまへ

地下貯蔵タンクの危険物流出事故防止対策の概要について

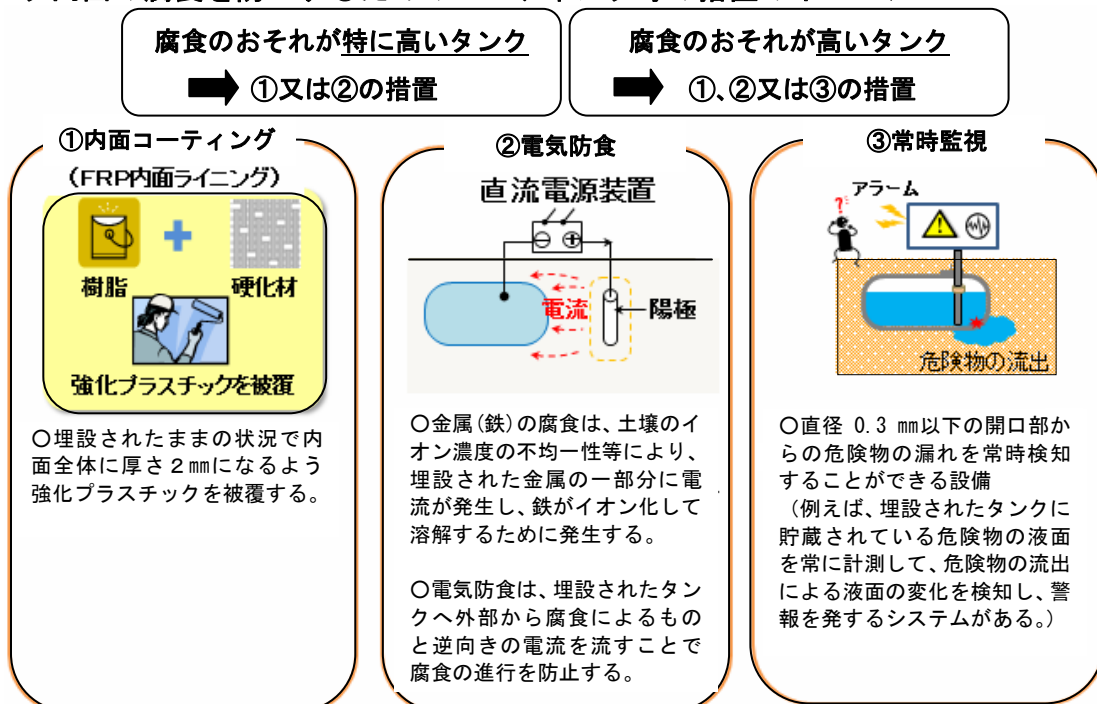
危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成22年総務省令第71号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成22年総務省告示第246号）がそれぞれ公布され、平成23年2月1日から施行されます。

今回の改正は、地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻の地下貯蔵タンクのうち設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚が一定の要件に該当するものを「腐食のおそれが特に高いもの」「腐食のおそれが高いもの」等として区分し、その区分に応じて、タンク内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講ずることを主な内容とするものです。

○地下貯蔵タンクの流出事故防止対策



○タンク内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置のイメージ



○「腐食のおそれが特に高いもの」「腐食のおそれが高いもの」地下貯蔵タンクの要件

腐食のおそれが特に高いタンクの要件

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
設置年数が50年以上のもの	アスファルト	全ての設計板厚
	モルタル	8.0mm未満
	エポキシ樹脂等	6.0mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
設置年数が40年以上50年未満のもの	アスファルト	4.5mm未満

・設置年数・・・地下貯蔵タンクの設置許可に係る完成検査済証の交付年月日を起算日とした年数をいう。

・塗覆装の種類・・・危険物の規制に関する基準の細目を定める告示第4条の48第1項に掲げる外面の保護の方法をいう。

腐食のおそれが高いタンクの要件

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
設置年数が50年以上のもの	モルタル	8.0mm以上
	エポキシ樹脂等	6.0mm以上
	強化プラスチック	4.5mm以上 12.0mm未満
設置年数が40年以上50年未満のもの	アスファルト	4.5mm以上
	モルタル	6.0mm未満
	エポキシ樹脂等	4.5mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
設置年数が30年以上40年未満のもの	アスファルト	6.0mm未満
	モルタル	4.5mm未満
設置年数が20年以上30年未満のもの	アスファルト	4.5mm未満

・設計板厚・・・地下貯蔵タンクの設置時の板厚をいい、設置又は変更許可の申請における添付書類に記載された設置時の板厚の数値をいう。

【注意】

地下貯蔵タンクの設置年数等の要件に応じて「腐食のおそれが特に高いタンク」等の判定を行うことから、今回の改正が施行された後も、地下貯蔵タンクの設置年数の経過に伴い、ある時点から「腐食のおそれが特に高いタンク」等の要件に該当することとなる場合があります、その時点で内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講じる義務が生じます。

つまり、危険物施設で地下貯蔵タンクを所有している設置者の方々は、当該タンクの設置年数、使用予定年数等を踏まえて、適切な措置を講ずるようお願いいたします。

【経過措置】

「腐食のおそれの特に高いタンク」及び「腐食のおそれの高いタンク」に係る流出防止対策については、平成25年1月31日までの間は、なお従前の例によることとされています。

【お問い合わせ】（担当の消防署へお問い合わせ下さい）

東近江行政組合消防本部 予防課 TEL 22-7603
 近江八幡消防署 予防係 TEL 33-5119
 八日市消防署 予防係 TEL 22-7610
 日野消防署 予防係 TEL 52-0119
 能登川消防署 予防係 TEL 42-0119